

令和5年度事業計画

〔基本方針〕

我が国では少子高齢化が進み労働力人口が減少している中で、健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく、働き続けることが出来る生涯現役社会の実現に向けた取り組みが進められています。

また、令和3年4月1日より「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の改正法が施行され、定年を70歳に延長するなどの「就業確保措置」が努力義務化されました。

こうした状況の中、シルバー人材センター事業は高齢者に対する就業機会の提供等をとおして、生き甲斐の創出や健康の増進及び地域社会の活性化に寄与すると共に、人手不足に悩む地域の労働力不足を補完する団体として、大きな役割を担っています。また、健康で働く意欲と能力のある高齢者が「福祉の担い手」として地域社会を支えることは極めて重要であり、期待も高まっています。

中期事業計画策定から3年目となり、基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと、小松島市をはじめ関係各位のご指導・ご支援を仰ぎながら、公益社団法人として、より公益性・透明性を高め、地域社会から更なる信頼と評価が得られるよう、会員・役職員が力をあわせ以下の事業に取り組んで参ります。

〔重点項目〕

- 1 会員の確保
- 2 就業機会の確保とシルバー事業の普及啓発
- 3 事故ゼロへの再挑戦

〔実施計画〕

I 公益目的事業

1 会員の確保

シルバー人材センターは、会員が主体的に運営する組織であり、会員の増強が事業の要です。（公社）全国シルバー人材センター事業協会「第2次会員百万人達成計画」に基づき、今年度末166人（令和4年度末157人）（※）在籍の目標達成に向け、入会会員、特に女性会員の増加及び退会会員の抑制等に継続して取り組みます。

※ 令和5年度事業計画における目標数

会員数は、令和4年度においても依然前年同月を下回る状況で推移していることから、引き続き、当面は一日も早くコロナ前の水準に回復させることを最優先に掲げた取組を行うこととし、令和5年度の目標数を「令和5年1月24日付け4全シ協発第258号」のとおり設定すると、令和5年度目標人数は、150人となる。

《具体的な目標数の設定要領》

- ・拠点センターにおける令和4年度会員数(推計値)の算出
令和3年度会員数＊(令和4年12月末現在速報値／令和3年12月末現在速報値)
- ・上記計算の結果、目標達成率が98.0%未満であるセンターは、令和元年度の会員数(確定値)以上の数値を令和5年度目標数として設定する。
- ・上記計算の結果、目標達成率が98.0%以上であるセンターは、令和4年度会員数(推計値)から3.0%以上積み増した数値を令和5年度目標数として設定する。
- ・令和4年度実績(推計値)が、当該年度の第2次会員100万人計画の目標数を達成しているセンターは、引き続き当初の目標数により取り組む。
- ・各拠点センターの目標数を足し上げた数値を「連合の令和5年度目標数とする。

(1) 入会促進

より多くの入会を促進するため、会員紹介に対する報奨制度を令和3年度より開始するなど、多様な就業機会を提供することにより、生きがい就業等に取り組みます。

- 会員ポイント制度推進による勧誘活動
- 小松島福祉まつり等の諸行事での啓発活動
- 公共職業安定所等への広報用リーフレット等の配布
- 市広報誌の活用
- ホームページの充実
- 入会説明会の弾力的運用

(2) 退会防止対策

退会理由を分析すると共に、加齢により就業を望まない高齢会員に対して、ボランティア活動等社会参加(地域貢献)活動の機会の確保と提供に努め、退会者の抑制に取り組みます。

- 退会理由の分析
- 就業相談等の実施

2 就業機会の確保及びシルバー事業の普及啓発

就業機会の確保とシルバー事業の普及啓発は、会員の確保と共に事業の基幹をなすものであり、積極的に下記事業等に取り組みます。

(1) 就業機会の確保とシルバー事業の普及啓発

就業機会の確保を図ると共に、シルバー事業の理念・仕組み及び事業内容が正しく理解されるよう普及啓発活動を積極的に推進し、財政基盤の確立をめざします。

(2) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

人手不足分野や現役世代を支える分野等への、派遣就業・職業紹介等の受注開拓及びそれらの業務に就業する会員の、入会勧誘に取り組みます。

(3) 労働者派遣事業及び職業紹介事業

多様な働き方を確保するため、平成19年度に県内他のセンターに先駆け始めた会員を対象とした派遣事業及び市民の方々も対象とした職業紹介事業に取り組みます。

(4) 暮らしのちょこっとサポート（旧・企画提案）事業

『生活応援～地域社会に貢献するために～』として始めたこの事業の認知度も、徐々にではありますが高まってきている。しかし、十分とは言えず、社会福祉協議会等との連携により、高齢者世帯からの要望等の聞き取り、更に市民の方々に定着するよう事業に取り組みます。

(5) 独自事業の調査研究

就業機会の確保を目的として、継続的な調査研究に取り組みます。

- 会員ポイント制度推進による活動
- 企業等訪問及びDMによる受注活動及び普及啓発
- 家庭訪問による受注活動
- 地域組織による普及啓発及び就業先開拓活動
- 市広報誌への折り込みリーフレットによる啓発等事業の推進
- 市広報誌の活用と報道機関、各種団体への情報提供
- 地域諸団体との連携
- ホームページを活用したPR活動及び情報発信
- シルバー人材センター事業の認知度の向上
- 先進センターの調査研究

3 安全就業

安全就業は、高齢者が就業等の活動を通じて社会参加する上で避けて通ってはならない重要課題である。「安全は全てに優先する」が全てであり安全委員会を中核として、会員が健康維持及び事故防止に必要な知識と技能を身につけ安全就業に対する自己管理能力を高めるよう安全就業対策を推進し就業中等全ての場面での「事故ゼロ」をめざします。

- 安全委員会活動の充実
- 安全巡回指導の実施

- 安全啓発活動の充実
- 安全就業研修会・講習会の開催
- 毎月発行の事務局だより等による啓発
- 全シ協作成「安全就業ニュース」の配付
- 健康管理意識の奨励

4 適正就業

シルバー事業での就業内容は「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」が基本であり、高齢者にふさわしい就業を念頭に、平成28年秋に示された「適正就業ガイドライン」や厚生労働省通達及び関係法令の遵守など、就業形態や業務について適正な内容で受注を行ない、シルバー事業の基本理念に則した適正就業に取り組みます。

- 会員及び発注者へガイドラインの周知
- 就業形態の把握及びガイドラインの遵守
- ローテーション就業やグループ就業の推進
- 受注(見積)業務効率化の調査研究

5 知識及び技能を付与する事業

就業機会や社会参加を促進するため、就業意欲のある高齢者を対象とし、就業機会の拡大に繋がるよう、就業に必要な技能・知識の習得を目的とした講習会や研修会及び接遇研修等を行ないます。また、会員外の受講者には入会の動機付けに繋げていきます。

- 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育の開催
- 接遇研修会の開催
- 連合会主催派遣会員セミナー及び災害ボランティア研修会への参画
- 連合会主催高齢者活躍人材確保育成事業への参画

6 社会参加(地域貢献)活動

『地域に住む誰もが』『地域でその人らしい生活を送れる』『暮らしやすい地域づくり』に寄与するため、奉仕の精神や会員の連帯感を育成するとともに地域社会に貢献するため、次のボランティア活動等に取り組みます。

- 認知症サポーター養成講座の開催
- 小松島福祉まつり及びチャリティ阿波踊り in 小松島への参画
- 災害ボランティアチームの維持・運営及び連合チームへの参画
- 災害ボランティア研修会の開催
- 地域班組織による地域密着型ボランティア活動等の推進

7 相談・情報提供

地域における働く意欲のある高齢者のために、就業・職業能力開発・ボランティア活動等に係る相談・情報提供に取り組みます。

- 就業等説明会の開催
- 就業等相談の実施
- ホームページ等での情報発信

8 調査・研究

各種の調査や研究を実施・分析を行ない、問題点を改善すること等により、発注者や会員の満足度を高め、地域社会から更なる信頼と評価が得られるよう努めます。また、先進的な事業を実施している他センターへの視察研修や情報収集に努めます。

- 顧客満足度調査
- 会員意識等調査
- 認知度調査
- 市場調査
- 他センターからの情報収集や視察研修

9 その他

(1) 会員ポイント制度の推進

会員による自主的な組織運営を推進するための基礎として、令和3年度より開始した会員ポイント制度を積極的に推進します。

(2) 就業以外の分野での魅力ある組織づくりの調査研究

会員相互の交流や絆を深めることが出来るため、現在休眠状態となっている同好会活動について、組織の在り方や活動方法等について調査研究を行ないます。

(3) (公社)徳島県シルバー人材センター連合会・四国ブロックシルバー人材センター協議会・(公社)全国シルバー人材センター事業協会が行なう、下記事業等に参画します。

- 一般労働者派遣事業及び職業紹介事業
- 役職員・担当者に対する研修事業
- 普及啓発事業
- 安全・適正就業推進事業

II 法人管理

1 業務執行体制の整備

定款、倫理規程など内部規程及び関係法令や厚生労働省通達に沿った運営に努めているところであるが、法人の維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を、次のとおり開催します。

- ・ 定時総会 年1回
- ・ 理事会 年6回
- ・ 監査 年2回

2 事務局機能の充実

法人の適正な運営と様々な課題に対応し円滑な事業運営を図るため、役員一人一人の意識改革を進め、専門知識と実務能力の向上を図り、円滑な事業運営及びデジタル化に取り組みます。

また、小松島市を始め顧客企業、関係機関、関係団体との実務的で柔軟な連携、協力関係の一層の強化を図ります。

3 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の対応

令和5年10月1日から施行される「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の適正な運用。